船舶検査測度官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席船舶検査測度官とする。

8　首席船舶検査測度官は、船舶検査測度官の所掌に属する事務を統括する。

9　第七項に規定するもののほか、船舶検査測度官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を次席船舶検査測度官とする。

10　次席船舶検査測度官は、船舶検査測度官の所掌に属する事務の統括に関し、首席船舶検査測度官を補佐する。

11　船級協会業務調整官は、船級協会に関する事務（船舶検査測度官の所掌に属するものを除く。）の調整に関する事務をつかさどる。

（海洋利用開発室、海洋・環境企画調整官及び海洋利用調査センター）

第百十四条　海洋・環境課に、海洋利用開発室、海洋・環境企画調整官一人及び海洋利用調査センターを置く。

2　（略）

一　（略）

二　レクリエーション港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関すること（海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。

三　レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に関すること（海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

3　（略）

4　海洋・環境企画調整官は、命を受けて、海洋・環境課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

5～7　（略）

（大都市圏空港計画官、空港施設高度利用推進官、空港インフラ連携調整官及び空港脱炭素化推進官）

第百二十一条　空港計画課に、大都市圏空港計画官、空港施設高度利用推進官、空港インフラ連携調整官及び空港脱炭素化推進官それぞれ一人を置く。

2　大都市圏空港計画官は、航空路線網の拠点となる大都市圏における空港（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。）の整備に関する基本的な計画及び施設の改善に関する調査に関する事務をつかさどる。

船舶検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を統括船舶検査官とする。

8　統括船舶検査官は、船舶検査官の所掌に属する事務を統括する。

（新設）

（新設）

9　船級協会業務調整官は、船級協会に関する事務（船舶検査官の所掌に属するものを除く。）の調整に関する事務をつかさどる。

（海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに海洋利用調査センター）

第百十四条　海洋・環境課に、海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに海洋利用調査センターを置く。

2　（略）

一　（略）

二　レクリエーション港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関すること（海岸・防災課及び港湾環境政策室の所掌に属するものを除く。）。

三　レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に関すること（海岸・防災課及び港湾環境政策室の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

3　（略）

4　港湾環境政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。第四号において同じ。）の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する計画（廃棄物処理施設及び排出ガス処理施設に関するものを含む。）に関する重要事項についての企画及び立案、推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。

二　広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること。

三　港湾等の工事に伴い発生する土砂、汚泥その他の不要物の有効な利用の確保に関する重要事項についての企画及び立案、推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

四　港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること。

5　港湾環境政策室に、室長を置く。

6～8　（略）

（大都市圏空港調査室並びに空港施設高度利用推進官、空港インフラ連携調整官及び空港脱炭素化推進官）

第百二十一条　空港計画課に、大都市圏空港調査室並びに空港施設高度利用推進官、空港インフラ連携調整官及び空港脱炭素化推進官それぞれ一人を置く。

2　大都市圏空港調査室は、航空路線網の拠点となる大都市圏における空港（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。）の整備に関する基本的な調査及び計画に関する事務（空港インフラ連携調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。